

電気事業会計

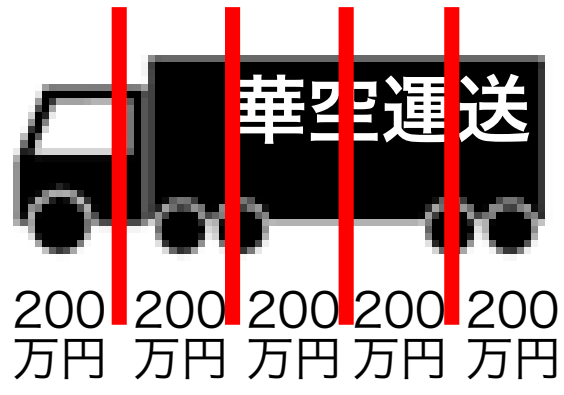
その2

前回の続き
前回分をご覧になりたい方は声かけてください

電気代との関係

再び「会計」のお話から

年間の売上が1000万円、人件費が500万円の運送会社が1000万円のトラックを購入したとします



このトラックを資産（お金と同じようなもの）と考え、5年間に分けて少しずつ費用にしていってその年の適切な利益を計算します。

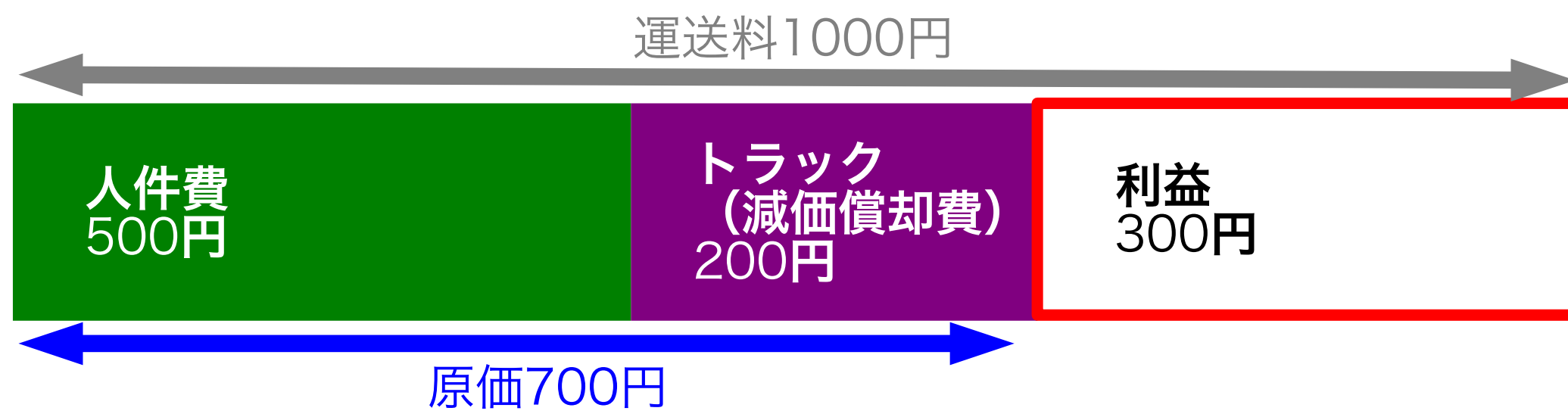
売上	1,000万円
-人件費	500万円
-トラック費用	200万円
利益	300万円

その後トラックは5分の4だけになります→
(帳簿上)



前回は
このトラックが壊れて使えなくなった時には資産ではなくなり、損失としなくちゃいけない、資産のままにしておくのは粉飾と言いますよ、という話でした。

今回は
トラックとして費用化されている200万円の話です。これを「減価償却費」といいます。運送会社はこの200万円分を売上で稼ぐ必要がありますから、会社が設定する運送料にはこの分も含んでいるはずで。



さてさて、ここで原発に話を戻しますが、
原発も同じで、資産として計上され、「減価償却費」として費用化されていきます。
そして、この「減価償却費」は電気代に含まれています。
っということを踏まえて。。

2013年10月1日

電気事業会計規則等の一部を改正する経産省令

(参考資料①)

廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、
(中略)

運転終了後もその減価償却費を料金原価に含め得る こととする。

また、**事故炉の廃止措置に向けて新たに取得する設備**についても
同様の考え方に立ち、
(中略)

その減価償却費を料金原価に含め得る こととする

前回のポスターでは
規制基準への不適合や事故などで当初想定よりも短い期間で原発を廃炉にした時は、
電力会社に巨額の損失が発生してしまう恐れがあったのに、この経産省令で
粉飾（廃炉後も資産扱い）することをルールにして損失が発生しないようにしてしまった。
ということを紹介しました。

そしてさらにここに書いてあることは、そのコストは電気代にしてよいということでした。。

ということか？

トラックの例に戻ると、

壊れて使えなくなってしまう後も**資産**として残してよい上に、その減価償却費は原価に入れてよい。

しかも、この壊れたトラックを置いておく車庫を新しく作った時にはその車庫も同じように**資産**とでき、減価償却費は原価に入れてよい

って言っているんですね

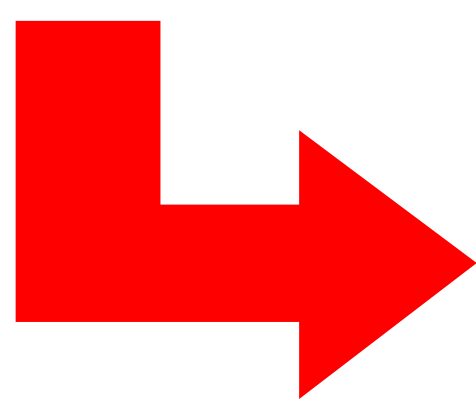


普通の会社ならば、こんなことして料金を上げればすぐにお客さんがいなくなるのですが、電力会社だとそうはいかず、嫌でも電気代として支払わされることになります。

この省令改正は昨年(2013年)10月1日におこなわれましたが、改正前に実はパブリックコメントも（ひっそり？）おこなわれており、そこで寄せられた307件の意見への考え方が公表されています。その中でとても印象に残ったものを引用します。(参考資料②)

(意見の概要)

廃炉に係る費用等を料金原価算定に含めることについては、異論はない。但し、運転終了後も資産に計上することは会計理論上は、架空資産の計上に該当し容認できるものではない。



(ご意見に対する考え方)

廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備については、運転終了後もその減価償却費を料金原価に含め得ることとなることで収益獲得性が認められ、資産計上することが可能となると考えております。

感想を少しだけ。。

最後に引用したパブリックコメントへの考え方ですが、私の読解力だと

「運転終了後も減価償却費を原価に入れてお金もらえるんだから『資産』とできる」と言っているように読めます。

そもそも、運転終了後も『資産』とするルールを作った張本人がそう答えているわけで、鶏と卵のように論理がグルグル回っています。。

なんにしても、この省令変更により、電力会社は規制基準に適合しないために想定より短い期間で廃炉にしたとしても損失は発生せず、事故を起こしてしまっても、損失は発生しない。それどころか、事故の後始末についても電気代で賄ってよい。ということになったようです。

こんなことがまかり通ってしまうなんて、一体ということなのでしょう吗？

<参考資料>

①経産省HP「電気事業会計規則等の一部を改正する省令を施行しました」

「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策」

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131001002/20131001002.html>

②「原子力発電所の廃炉に係る料金・会計制度の検証結果と対応策（案）」に関する意見募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620213008&Mode=2>

今回の話を知ったきっかけでもあり、説明も分かりやすいのが

ビデオニュース・ドットコム 2013年10月5日「電気事業会計の改正は粉飾以外の何物でもない」

<http://www.videonews.com/commentary/20131005-01/>